公委第700484号

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年11月18日

京都府公安委員会　印

弁明通知書番号
61-110-261010-673006
61-110-261013-673008
61-110-261014-668001
61-110-261018-661001
61-121-261018-721001
61-124-261010-595001
61-124-261016-604002
61-125-261018-548002
61-125-261018-549004
61-126-261018-614001
61-127-261018-700002
61-129-261018-520001
61-129-261018-521002
61-129-261018-521003
61-131-261017-750002
61-131-261018-739001
61-131-261018-739002
61-131-261018-739003
61-131-261018-750004
61-221-261018-760001
61-226-261016-796001
61-252-261018-848001

弁明通知書番号

弁明通知書番号

弁明通知書番号

（教示）
１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。